

総 税 固 第 27 号  
平成 23 年 5 月 12 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長  
( 固 定 資 産 税 担 当 課 扱 い )

殿

総務省自治税務局固定資産税課長  
( 公 印 省 略 )

地方税法附則第 55 条に基づく平成 23 年度分の固定資産税等の課  
税免除に係る対象区域の指定方法等について

地方税法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 30 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 113 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年総務省令第 44 号)については、平成 23 年 4 月 27 日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたところです。

同改正法等において創設された地方税法附則第 55 条に基づく東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除(以下「津波被災区域内の H23 課税免除」という。)の対象区域(以下「対象区域」という。)の指定方法については、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」(平成 23 年 4 月 27 日付総税企第 48 号)において、別途通知することとしたところですが、対象区域の指定方法の基本的考え方等について下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。また、貴都道府県内の市(区)町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。

記

## 1 基本的考え方

- ・ 津波被災区域内の H23 課税免除については、同区域内においては、大量の海水や土砂等の流入により、土地・家屋の全部又は大部分が滅失・損壊又は使用不能

となったことに加え、関係市町村の行政機能も大きく損なわれたため、通常の災害時のように、個々の土地・家屋の被害状況に応じ、地方税法第 367 条等に基づく減免を行うことが困難と考えられることから創設することとしたものであり、対象区域の指定に当たっては、この制度創設の趣旨を踏まえて行うことが適切であること。

- ・ 対象区域の指定に当たっては、津波で浸水したと見込まれる地域を目安とすることが適切と考えられること(津波で浸水したと見込まれる地域の把握に当たっては、例えば、国土地理院が公表している津波浸水概況図等が参考となること)。
- ・ 以下の2に掲げるような住民にとってわかりやすい方法で対象区域の指定を行うことが適切と考えられるが、その結果、津波により浸水していない地域の一部が対象区域に含まれる場合には、対象区域に含まれない地域との公平性に十分留意すること。
- ・ 津波により浸水した地域であっても、以下の2に掲げるような住民にとってわかりやすい方法で対象区域の指定を行うことにより、その一部を対象区域から外さざるを得ない場合には、対象区域から外れた地域の土地・家屋について、個々の資産の被害状況に応じ、地方税法第 367 条等に基づく減免により、適切に対応いただきたいこと。
- ・ 償却資産については、個々の資産の被害状況に応じ、地方税法第 367 条等に基づく減免により適切に対応いただきたいこと。

## 2 対象区域の指定方法の例

- ・ 対象区域の指定は、例えば、次のような方法によることが考えられること。
  - ＜例1＞ 津波で浸水したと見込まれる区域の直近に所在する道路その他住民にとってわかりやすい構築物により、対象区域を指定。  
(指定例) 市道A号線、市道B号線、県道C号線、国道D号線・・・及びE湾の海岸線により、囲まれた区域
  - ＜例2＞ 地番・地名等特定の地点を示す名称によって、対象区域を指定。  
(指定例) F町2丁目、小字G1000・1002・1010、H町1丁目2番地・3丁目4番地・5番地・・・
- ・ 原則として例1の方法で指定するものの、一部の地域については、例2の方法で指定することや、原則として例1又は例2の方法で指定するものの、地形や市街地の状況等から例1又は例2の方法で指定し難い場合は、図面を併用して対象区域を指定することも考えられること。
  - (指定例) I町2丁目・3丁目、4丁目2番地・3番地、小字K2000のうち別添地図1で指定した地域

### 3 対象区域の指定に関する今後のスケジュール

- ・ 現在、関係市町村においては、平成 23 年度分の固定資産税・都市計画税の納期限を延長し、納税通知書の送付を延期しているものと考えているが、対象区域の指定は、遅くとも、当該納税通知書の送付を行うまでに実施することが適当であること。ただし、被災した住民の状況等に配慮し、なるべく早く対象区域の指定を行うことが望ましいと考えられること。

### 4 総務大臣への届出

- ・ 対象区域の公示後、当該対象区域が示されている公報の写しを、遅滞なく、県の市町村担当課を経由して総務省自治税務局固定資産税課企画係まで電子データで提出すること。

### 5 課税免除に係る財政措置

- ・ 津波被災区域内の H23 課税免除に係る減収額については、地方債を起すことができることとし、後年度における元利償還金については、その 100%を公債費方式により基準財政需要額に算入することを予定していること。

(連絡先)

自治税務局固定資産税課

担当：水野補佐、山中係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(内線) 23601、23611

(直通) 03-5253-5674

(FAX) 03-5253-5676

E-Mail：h.yamanaka@soumu.go.jp